

工事現場の見やすい位置に 確認済表示板を設置してください

建築基準法及び建築士法により、確認済表示板の様式や記載する事項、設置場所が規定されています。

1. 建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称、法第6条第1項の確認済の表示をしてください。
2. 設計者及び工事監理者が建築士の場合は、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記載してください。
3. 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、その者が属している建築士事務所の名称及び一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記載してください。

第68号様式

(建築基準法施行規則第11条関係) (木板、プラスチック板その他これらに類するものとする)

35cm 以上	
建築基準法による確認済	
確認年月日番号	記載例) 令和 年 月 日 第 号
確認済証交付者	記載例) ○×指定確認検査機関 <small>法令により、氏名又は名称を記載するとされています。</small>
建築主又は 築造主氏名	記載例1) ○○ ○○ 様 記載例2) △△ホーム株式会社 代表取締役 △△
設計者氏名	記載例) ○級建築士事務所 株式会社□□設計 ○級建築士 新潟 花子
工事監理者氏名	記載例) ○級建築士事務所 株式会社□□設計 ○級建築士 新潟 花子
工事施工者氏名	記載例) □□建築株式会社 代表取締役 新潟 太郎
工事現場管理者氏名	記載例) □□建築株式会社 新潟 一郎
建築確認に係る その他の事項	
25cm 以上	

(注意)

- 1 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入してください。
- 2 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入してください。

注意 用途又は規模により、所定の建築物は、建築士が設計や工事監理をしなければなりません。
建築士が設計や工事監理をしなければならない用途又は規模については、裏面を参照してください。

問い合わせ先：新潟市 建築部 建築行政課 建築審査係
電話/025-226-2849 E-mail/kenchiku@city.niigata.lg.jp

建築士の業務範囲

高さ	高さ ≤ 16m					高さ > 16m
構造	木造			RC造・S造等		全ての構造
階数 延べ面積【㎡】	1階建	2階建	3階建	2階建以下	3階建	4階建以上
$0\text{㎡} < S \leq 30\text{㎡}$	資格を問わない			資格を問わない		
$30\text{㎡} < S \leq 50\text{㎡}$						
$50\text{㎡} < S \leq 100\text{㎡}$	※1	※1	一級建築士又は二級建築士			
$100\text{㎡} < S \leq 300\text{㎡}$	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士					
$300\text{㎡} < S \leq 500\text{㎡}$						
$500\text{㎡} < S \leq 1,000\text{㎡}$	※2	※2	※2		一級建築士	
$1,000\text{㎡} < S$	※2					

令和7年4月1日から

※1 用途地域、防火地域又は準防火地域の指定のない地域（市街化調整区域）においては、資格不要です。
（建築士法の特例に関する条例（昭和59年新潟県条例第34号））

※2 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーデトリウムを有しないものを除く。）又は百貨店の用途に供する建築物は、一級建築士でなければなりません。

【注意】増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の場合は、当該部分を新築するとみなして構造、高さ、階数及び延べ面積により、建築士の資格を判断します。